令和８年度　一時保育のご案内（認可保育所等）

一時保育とは、保護者の方が仕事や病気などで保育できないときや、育児疲れの解消のため一時的に子どもを預けたいときなどに、児童をお預かりする制度です。一時保育を利用したい理由や保護者等の状況によって、利用できる一時保育の種類が（Ａ）非定型保育と、（Ｂ）緊急保育に分かれます。

（Ａ）非定型保育

利用できる方

保護者等が就労（月６４時間以上）・職業訓練・就学・出産・疾病・入院等により、家庭での保育が断続的に困難な方。

【注】育児休暇取得中の方、求職中の方はご利用できません。

利用できる年齢

おおむね１歳～就学前

利用できる日数と時間帯

週２日～６日の保育所の通常開所時間内で、かつ保護者等が児童を保育できない時間帯に利用することができます。両親どちらかの仕事がお休みなどで保育可能なときは、非定型保育を利用することはできません。また、時間を延長する場合は、別途延長保育料金がかかります。

保護者負担額

３歳以上児は、保護者負担額が原則無料となります(上限３７，０００円)。ただし、食材料費は保護者負担となります。

３歳未満児は、保護者の市町村民税額に応じて、１日あたりの単価を算定します。

※無償化対象施設に関しては別紙「山形市一時保育　実施園一覧」をご覧ください。

※児童の年齢は、非定型保育を利用する年度の４月１日現在の年齢とします。

利用申請に必要な書類

・利用申込書

・非定型保育を利用するにあたって、保護者等が保育できないことを証明する書類
（就労証明書や在学証明書、診断書等）

・課税証明書　※該当する方のみ
（令和８年４～８月利用で令和７年１月１日に山形市に住民登録がなかった方→令和７年度分、令和８年９月～令和９年３月利用で令和８年１月１日に山形市に住民登録がなかった方→令和８年度分）

・母子健康手帳

申込み先と締切

利用申込書の受取と提出は、利用希望施設へ直接行います。申込締切は、利用したい月の前月１８日です。

※その後市にて利用料算定等の審査がありますので、期日厳守でお願いします。１８日が日曜・祝日の場合は、その直前の平日が締切です。

★非定型保育は、すべての保育所で実施しているものではありません。実施園や申込みの手順、その他注意事項に関しては、別紙「一時保育利用にあたって」をご覧ください。

〈山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金（認可外保育施設等）について〉

本事業により、幼児教育・保育の無償化の対象とならない市町村民税所得課税額 97,000 円未満の世帯の子ども（C～D3 階層）の保育料は１／２に、97,000 円以上 169,000 円未満の世帯の子ども（D4 階層）は １／４ に軽減されます。軽減方法は保育料を施設に納付後、市への交付申請に基づき補助金を交付します。補助金の交付申請時期、申請書類等は別途ご案内します。

（B）緊急保育

利用できる方

保護者等が冠婚葬祭への出席や育児疲れの解消等の理由で一時的に保育困難な方。

【注】育児休暇中の方、仕事をしていない方もご利用可能です。

利用できる年齢

おおむね１歳～就学前

利用できる日数と時間帯

１回の申請につき１４日以内

保育時間はおおよそ８：３０～１６：３０

保護者負担額

園により異なります。

公立保育所の場合　１日あたり：３歳未満児　２，５００円、　３歳以上児　１，５００円

【注】兄弟が認可保育所等を利用中もしくは兄弟で緊急保育を利用していても、料金の軽減はありません。第３子無償化も対象外です。

【注】３歳以上児又は０～２歳児の非課税世帯の子どもで保育の必要性が認められた場合、市への申請によって保護者負担額が無償化になることがあります。ただし、食材料費は保護者負担となります。

【注】無償化対象施設に関しては別紙「山形市一時保育　実施園一覧」をご覧ください。

【注】令和７年度から利用料の補助事業を行っております。詳細は、別添「一時保育（緊急保育）利用料補助についてのご案内」をご覧ください。

利用申請に必要な書類等

- 利用申請書
- 母子健康手帳、健康保険資格の「記号・番号」「保険者番号」がわかるもの（マイナポータルや資格確認書で確認できます。）

【注】お子さんにアレルギー等がある場合は、申請時に申し出てください。

申込み先と締切

利用希望日の約１週間前までに利用希望施設に申請してください。ただし、急を要する場合はこの限りではありません。

<table>
<tr><td colspan="4">利用時の持ち物の例（園によって異なりますので、事前にご確認ください。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">１～２歳児</td><td colspan="2">３歳以上児</td></tr>
<tr><td colspan="2">オムツ１日分（５～６枚）、おしりふき
※少し多めに。オムツがとれた場合は不要。</td><td colspan="2">昼食（ごはんのみ）
※おかず（副食）は、保育園で用意します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">着替え用衣類
※ おもらしをしやすい場合は多めに
(1)下着(上)　(2)オムツをしていない場合はパンツ　(3)ズボン　(4)上着　(5)くつ下　(6)ビニール袋（汚れ物入れ）２枚</td><td colspan="2">着替え用衣類
※ おもらしをしやすい場合は多めに
(1)下着(上・下)　(2)ズボン　(3)上着　(4)くつ下　(5)ビニール袋（汚れ物入れ）２枚</td></tr>
<tr><td>食事用エプロン　１枚</td><td>バスタオル　１枚</td><td>箸、コップ　各１</td><td>バスタオル　１枚</td></tr>
<tr><td>おしぼり・おしぼりケース 各１</td><td>上履き　１足</td><td>おしぼり・おしぼりケース 各１</td><td>上履き　１足</td></tr>
<tr><td colspan="4">※　緊急保育で持ち物を準備できない場合は、利用施設と相談してください。</td></tr>
</table>

★緊急保育は、すべての園で実施しているものではありません。実施園については、別紙「一時保育利用にあたって」をご覧ください。

令和８年度　一時保育利用にあたって（認可保育所等）

●非定型保育の申込み手順について

利用希望者 → 利用希望施設　利用希望施設にて受入れ可能であれば利用可能
受入れ可能かどうか事前に施設へ確認

利用希望者 ← 利用希望施設
申込書類を配布

利用希望者 → 利用希望施設
申込に必要な書類一式を提出【締切は、利用したい月の前月１８日】

利用希望施設 → 市（保育育成課）　市が利用料算定等の審査をします
利用希望者の申込書類一式を送付

利用希望施設 ← 市（保育育成課）
利用の可否と、利用可であれば利用料を連絡
また利用者への利用決定通知は後日送付します

利用希望者 ← 利用希望施設
定期券の購入等について連絡

利用希望者 → 利用希望施設
定期券を購入し、非定型保育の利用日ごとに利用施設に定期券を提出

●非定型保育利用の注意点

（1）**各施設で受入れできる人数に限りがありますので、利用できない場合があります。**
（2）申込みした内容に変更がある場合は、利用施設にお知らせください。
　・住所、家族構成、勤務先、勤務時間　などに変更があったとき
　・利用する曜日や時間を変更したいとき　・利用を中止したいとき
（3）定期券は、当該月に限り利用出来ます。なお、利用日に利用しなかった場合でも利用料金の払い戻しはできませんのであらかじめご了承ください。
（4）お子さんの送迎は、原則として保護者の方にしていただきます。
（5）お子さんの状況（アレルギー等）をお知らせください。
（6）非定型保育の利用にあたってお持ちいただく物は、着替えやコップ、はしなどですが、利用する保育所によって異なります。詳しくは希望保育所にお問い合わせください。
（7）非定型保育は、同居親族が仕事等の理由により家庭において保育ができない児童が対象になります。非定型保育を利用中に家庭で保育できる状況になりましたら、利用停止となります。
　・育児休暇期間中の慣らし保育はできません。育児休暇が明け職場復帰する日が利用開始日です。
　・利用中に両親のどちらかが仕事を辞められた場合、その翌日から利用停止となります。
　・利用中にご兄弟がお生まれになった場合、産後８週間を過ぎたら利用停止となります（育児休暇を取らずに職場復帰する場合は継続してご利用いただけます。）。
　・同居している親族が児童を保育できる場合は、利用をお断りさせていただくことがあります。

山形市一時保育　実施園一覧

※実施を（予定）する施設であっても、利用申込時の園での利用定員の状況等によって、受入れができない場合がありますので、ご了承ください。

●無償化対象施設

民間立保育所

保育園名	住所	電話番号	非定型保育	緊急保育
ほほえみ保育園	北山形 1-6-5	643-7176	○	○
たんぽぽ保育園	松波 1-3-1	631-0525	―	○
南山形すくすく保育園	大字松原 159-1	688-2524	○	―
マリアこまくさ保育園	上桜田 5-11-16	676-7822	○	○
とちの実保育園	南四番町 3-11	666-8899	―	○
飯塚はらっぱ保育園	飯塚町 1447-4	666-6835	―	○
はやぶさ保育園	大字沼木 1139-16	664-1701	○	○
しらかば保育園	久保田 3-5-24	645-1048	―	○
大谷保育園	大字千手堂 545-1	665-5974	○	○
セロン北保育園	立谷川 2-938-18	686-9211	○	―
ドレミ保育園	馬見ヶ崎 3-6-11	681-7166	○	○
ひらつか保育園	落合町字千歳 63-3	622-6332	○	―
セロン南保育園	若葉町 12-38	633-4154	○	―

公立保育所

保育園名	住所	電話番号	非定型保育	緊急保育
つばさ保育園	幸町 11-3	634-6252	○	○
あたご保育園	小白川町 5-21-12	622-8527	○	○
さくら保育園	緑町 1-9-45	622-5682	○	○

認定こども園（保育所型）

保育園名	住所	電話番号	非定型保育	緊急保育
山形認定こども園 あすなろ園	上町 2-5-36	644-7663	○	―
星幼育園認定こども園	南原町 3-4-29	632-3164	○	○
認定こども園つくも保育園	銅町 2-19-1	622-7623	○	○
みどりのもりこども園	緑町 3-7-7	623-7800	○	○

認定こども園（幼保連携型）

保育園名	住所	電話番号	非定型保育	緊急保育
諏訪の杜保育園	諏訪町 1-1-47	633-5325	○	○
ひまわりこども園	片谷地 59	666-6121	○	○
金井こども園	陣場 3-12-60	681-0371	○	○
べにばなこども園	伊達城 2-9-7	686-2140	○	○
認定こども園杉の子	瀬波 1-2-7	681-8120	○	○
出羽こども園	大字千手堂字沢田 203-5	684-3018	○	○
キンダー南館こども園	南館 5-7-50	644-2030	○	○
キンダーこども園	宮町 2-4-13	622-7438	○	○
南沼原ひまわり幼保園	高堂 1-7-30	645-4726	○	○
こども園　ちとせ	落合町柿檀 386-4	623-8874	○	○
こども園　ののはな	花楯 2-12-2	666-4666	○	○
木の実こども園	木の実町 14-15	633-1622	○	○
木の実西部こども園	南石関 30-1	647-4883	○	○
木の実北こども園	旅篭町 1-9-5	674-6500	○	○
蔵王めぐみこども園	蔵王南成沢 62-1	688-2305	○	○
松波大谷幼稚園	松波 3-4-20	632-6833	○	○
嶋こども園	嶋北 2-11-18	679-5028	○	○

認定こども園（幼稚園型）

保育園名	住所	電話番号	非定型保育	緊急保育
出羽大谷幼稚園	大字千手堂 545-1	684-7956	○	○
大谷幼稚園	緑町 3-7-67	666-7981	○	○
さくらんぼ幼稚園	大字長谷堂 1111-3	688-2413	○	○

※実施を（予定）する施設であっても、利用申込時の園での利用定員の状況等によって、受入れができない場合がありますので、ご了承ください。

令和8年度一時保育（A）非定型保育　利用料金表

<table>
<tr><td colspan="4" rowspan="3">各月初日の入所児童の属する世帯の階層の区分</td><td colspan="3">利用料金（日額）
※4月1日時点での年齢</td></tr>
<tr><td colspan="2">3歳未満児</td><td colspan="2">3歳以上児</td></tr>
<tr><td>保育料</td><td>保育料</td><td>副食費</td></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="3">生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td><td rowspan="2">0</td><td rowspan="15">0</td><td rowspan="9">0
（※1）</td></tr>
<tr><td>B0</td><td rowspan="15">令和8年4月から令和8年8月分は令和7年度、令和8年9月から令和9年3月分は令和8年度の市町村民税の課税状況が次の区分に該当する世帯

※利用料金算定のための市町村民税所得割は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）を受ける前の税額を適用します。</td><td rowspan="2">非課税</td><td>ひとり親・障がい児世帯</td></tr>
<tr><td>B</td><td>二人親世帯</td><td rowspan="2">均等割のみ課税
（※2）（※3）</td><td>ひとり親・障がい児世帯</td><td>150</td></tr>
<tr><td>C</td><td>二人親世帯</td><td>450</td></tr>
<tr><td>D1</td><td rowspan="2">所得割15，000円未満
（※2）（※3）</td><td>ひとり親・障がい児世帯</td><td>150</td></tr>
<tr><td>D2</td><td>二人親世帯</td><td>650</td></tr>
<tr><td rowspan="4">D3</td><td rowspan="2">15，000円以上
48，600円未満
（※2）（※3）</td><td>ひとり親・障がい児世帯</td><td>150</td></tr>
<tr><td>二人親世帯</td><td>850</td></tr>
<tr><td rowspan="2">48，600円以上
57，700円未満
（※2）（※3）</td><td>ひとり親・障がい児世帯</td><td>150</td></tr>
<tr><td>二人親世帯</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">57，700円以上
77，101円未満
（※3）</td><td>ひとり親・障がい児世帯</td><td>150</td><td rowspan="8">実費
徴収</td></tr>
<tr><td>二人親世帯</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">77，101円以上
97，000円未満</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td>D4</td><td colspan="2">97，000円以上
169，000円未満</td><td>1,700</td></tr>
<tr><td>D5</td><td colspan="2">169，000円以上
301，000円未満</td><td>2,100</td></tr>
<tr><td>D6</td><td colspan="2">301，000円以上
397，000円未満</td><td>2,500</td></tr>
<tr><td>D7</td><td colspan="2">397，000円以上</td><td>2,700</td></tr>
</table>

施設により利用者負担額のほか教材費等の料金がかかる場合があります。詳しくは各施設にご確認ください。

利用料金は、市民税所得割課税額に応じた市が定めるものとなります。

〈幼児教育・保育の無償化について〉

幼児教育・保育の無償化により、一時保育（A）非定型保育を利用している児童（以下「利用児童」）のうち、以下に該当する子どもは利用料金が無料となります。なお、教材費などの実費負担分は無償の対象外となります。

・3歳以上児（4/1時点の年齢。課税額制限はありません。）
・3歳未満児で市町村民税非課税世帯の子ども
・3歳未満児の第3子以降の子ども（多子計算の年齢上限・課税額制限はありません。ただし子順算定は、保護者と生計を一にする子に限ります。）

〈3歳以上児について〉4/1時点の年齢

※1　副食費（おかず・おやつ等）は、これまで通り保護者様のご負担です。ただし、所得割課税額が 57,700円（ひとり親・障がい児者世帯にあっては77,101円）未満世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもの副食費は免除されます。（ただし子順算定は、保護者と生計を一にする子に限ります。）

〈3歳未満児について〉4/1時点の年齢

※2　二人親世帯の所得割課税額が57,700円未満であり、利用児童が第2子である場合は、利用者負担額が半額となります。（多子計算の年齢上限はありません。）

※3　ひとり親・障がい児者世帯の所得割課税額が77,101円未満であり、第2子である場合は利用者負担額が無料となります。（多子計算の年齢上限はありません。）

※4　認可保育所・認定こども園・幼稚園・家庭的保育事業・小規模保育事業・一時保育（A）非定型保育を利用する兄姉がいる利用児童が第2子である場合、利用者負担額が半額となります。（多子計算の課税額制限はありません。）障がい児施設等を利用する未就学の兄姉がいる場合も同様となります。障がい児施設等とは、次の学校もしくは施設またはサービスをいいます。

特別支援学校幼稚部・情緒障がい児短期治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援

一時保育（緊急保育）利用料補助についてのご案内

令和7年度より保護者の経済的負担を軽減することを目的として、一時保育（緊急保育）を利用している児童の保護者に対し、その利用料（保育料）の一部を補助します。

1. 対象者及び負担軽減上限額

対象世帯	補助上限額 （児童一人当たり）
① 生活保護世帯	日額 3,000円
② 市民税非課税世帯	日額 2,400円
③ 市民税所得割合算額が 77,101 円未満世帯	日額 2,100円
④ その他の支援が必要と認められる世帯	日額 1,500円

※山形市内に住所を有し、認可保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所・認可外保育施設に在籍していない児童の保護者が対象です。
※対象児童が無償化対象児（保育の必要性のある3歳以上児または3歳未満児の非課税世帯）の場合は、補助対象外です。
※食材料費等、保育料以外の利用料（実費負担分）は補助対象外です。

2. 補助対象となる期間

令和８年４月１日（水）～令和９年３月31日（水）

3. 補助対象施設

つばさ保育園	あたご保育園	さくら保育園	ほほえみ保育園
たんぽぽ保育園	マリアこまくさ保育園	とちの実保育園	飯塚はらっぱ保育園
はやぶさ保育園	しらかば保育園	大谷保育園	ドレミ保育園
星幼育園	認定こども園つくも保育園	みどりのもりこども園	アスクみはらしの丘こども園
諏訪の杜保育園	ひまわりこども園	金井こども園	べにばなこども園
認定こども園杉の子	出羽こども園	キンダー南館こども園	キンダーこども園
南沼原ひまわり幼保園	こども園ちとせ	こども園ののはな	木の実こども園
木の実西部こども園	木の実北こども園	蔵王めぐみこども園	松波大谷幼稚園
嶋こども園	出羽大谷幼稚園	大谷幼稚園	さくらんぼ幼稚園

※認可外施設は補助対象外です。

3. 申請方法

利用児童の保護者が一時保育（緊急保育）利用料を施設へ全額支払った後、市へ**領収書（※）を添付のうえ**申請書類を提出してください。
（※）申請時に必要になりますので、必ず保管しておいてください。

4. 申請受付期間

令和８年４月１日～令和9年３月12日
（3月13日～3月31日に利用した分の申請は４月中旬ごろまで可能です。具体的な提出時期については担当までご相談ください。）

5. 申請受付後のスケジュール

申請を受理した月の翌月上旬に、「交付決定通知」または「不交付決定通知」を送付します。
なお、「交付決定通知」が届いた方には、通知の発送後１か月以内に、指定の口座へ補助金額を振り込みます。
（例）5月に申請した場合
６月上旬に「交付決定通知」が届き、7月上旬までに補助金額が振り込まれます。

6. 提出書類

・交付申請書
・利用料支払時に施設が発行した領収書
・振込口座情報がわかる書類の写し（通帳の口座名義等記載部分など）
・各世帯に応じた添付文書

世帯の状況	添付書類
① 生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
② 市民税非課税世帯	当該年（4月から8月に申請する場合は前年）1月1日に山形市に住民票が無い方は、同日に住民票があった市町村が発行する課税証明書を添付してください。
③ 市民税所得割合算額が77,101円未満世帯	
④ひとり親家庭である 又は係争中である	戸籍全部記載事項証明書（離婚記載等があるもの）または係争中であることの証明の写し

問い合わせ先
山形市役所　保育育成課　認定係
Tel.023-641-1212（内線460）